破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５０号
鹿児島県鹿児島市日之出町44番32号　サンシャインハイツ101号
破産者　堂園　博美
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2791番地１　コーポリケイユ101
破産者　新澤久美子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2446番地52
破産者　小山　洋司
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２０５号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目25番23号
破産者　桑木野好晃
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５８号
秋田県大仙市太田町三本扇字宮内88番地
破産者　川原　義広
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１５５号
千葉県木更津市瓜倉1047番地２
破産者　大村利兵衛
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１５６号
千葉県木更津市瓜倉1047番地２
破産者　大村　利行
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第５４号
千葉県袖ケ浦市蔵波1894番地１　トリニシティ参番館102号
破産者　切替　徳子
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第８６３号
大阪府寝屋川市田井町19番12号
破産者　島田　和哉
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７２５号
大阪市住之江区新北島３丁目７番５号　403号
破産者　土谷　明生
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７３７号
大阪府寝屋川市三井南町14番29号
破産者　竹内　秀隆
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１７号
札幌市豊平区美園２条４丁目１番23号　佐々木方
破産者　長谷川裕紀
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１９号
札幌市清田区里塚３条１丁目14番10号
破産者　吉田さおり（旧姓馬野）
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４９号
札幌市北区北36条西７丁目１番16号　麻生ウイング207号
破産者　坂尻　元樹（旧姓櫻庭）
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５号
函館市桔梗１丁目19番10―201号
破産者　藤田　　易
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１０８号
釧路市貝塚２丁目９番24号
破産者　伊藤　八郎
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２３８号
埼玉県所沢市小手指町２丁目1391番地の８
破産者　金　　槿春
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３０１号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目31番22号
破産者　齊藤　祐一
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２号
静岡県伊豆市佐野302番地の13
破産者　後藤　和芳
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1935番地
破産者　中島　信武
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係